

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の改正について

令和4年11月

1 改正の趣旨

令和4年9月に静岡県牧之原市の認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りになり、亡くなる事故が起きた。この事故を受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が10月に取りまとめられたところ。

認定こども園において、園児の所在確認と安全装置の装備を義務付けるため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「命令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

幼保連携型認定こども園について、命令において以下2点を義務付けるために、今後新設される予定の学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の規定（ ）を準用する。

幼稚園や特別支援学校等について、学校保健安全法施行規則において、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける規定が設けられる予定。

園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。

通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の の所在確認をすること。

安全装置を装備しなくても、確実に園児の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車等を除く。

なお、当該安全装置に係る規定については経過措置を設け、ブザー等の装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についても、上記に準じて、園児の所在を確認すること及び安全装置を装備することを参酌基準として告示に規定する。

都道府県又は指定都市等による条例改正をもって、義務付けられる。

3 施行予定日

公布日：令和4年12月下旬（予定）

施行期日：令和5年4月1日